

表 彰 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人群馬県老人クラブ連合会（以下「本会」という。）において多年にわたり老人クラブの発展向上のために功績のあった者及び協力者、会員増強に貢献した者等に対し表彰又は感謝等を行い、老人クラブの一層の充実発展に資することを目的とする。

(表彰方法)

第2条 この規程による表彰は、本会理事長から表彰状又は感謝状等を贈呈して行うものとする。

(表彰基準)

第3条 表彰は、次の区分によりそれぞれの基準を満たす者を対象とする。ただし、(1)表彰については、④会員増強に貢献した個人又は団体の表彰を除き、過去において、本会理事長表彰を受けた者（団体を含む。）は対象外とする。

(1) 表 彰

① 永年勤続表彰

郡市（市にあっては地区又は支部を含む。）町村老人クラブ連合会の役員として6年以上在職し、その功労が顕著である者。

② 優良老人クラブ等の団体又は個人表彰

友愛訪問等により、仲間の福祉増進に貢献した個人又は団体。

③ 老人クラブ功労者

郡市町村老人クラブ連合会会長から功績が特に顕著の故をもって推薦された者で本会正副理事長会が認めた者。

④ 会員増強に貢献した個人又は団体

組織活動の基盤となる会員の増強に貢献した単位老人クラブの会員、単位老人クラブ又は市町村老人クラブ連合会。

(2) 感 謝

① 本会の役員を退任された者で、本会正副理事長会が推薦した者。

② 郡市町村老人クラブ連合会事務職員として2年以上在職し、老人クラブの運営等に尽力しその功績が顕著であり、郡市町村老人クラブ連合会会長から推薦された者。

③ 郡市町村老人クラブ連合会会長から特別功労の故をもって推薦された者等で本会正副理事長会が認めた者。

(被表彰者の決定)

第4条 郡市町村老人クラブ連合会会長から推薦された者について、本会正副理事長会において選考し決定するものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年開催される「群馬県老人クラブ大会」、又は適当と認められる機会に行うものとする。

(委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、表彰に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人の設立の日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年3月29日一部改正)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月6日一部改正)

理 事 長 表 彰 推 薦 基 準

1 永年勤続者

郡市（市にあっては地区又は支部を含む。）町村老連会長又は役員の在職期間が6年以上で、功労顕著である者。（単位老人クラブの在職年数は含まないものとする。）

（注）在職期間の算出に際しては、表彰期日に所定の期間を満たしていること。

2 優良友愛訪問老人クラブ

ひとり暮らし高齢者等に積極的に友愛訪問活動を行い、高齢者福祉の増進に寄与し、他の模範となるクラブ。

3 高齢者福祉奉仕者又は団体

高齢者のために奉仕活動を積極的に行い、地域社会等から感謝されている者又は団体。

4 老人クラブ功労者

概ね10年以上にわたり老人クラブの発展向上に尽力し、功績が特に顕著であり、他の模範となる者。

5 会員増強に貢献した個人又は団体

（1）次のいずれかの基準に該当している単位老人クラブ。

① 4月1日現在の会員数が、前年同日より3人以上純増している。

② 休眠しているクラブの再開で、おおむね30人以上の会員数を有している。

③ 新たなクラブの設立で、おおむね30人以上の会員数を維持している。

更に、2年以上にわたり毎年継続して20人以上の会員増達成した単位クラブは「特別賞」として表彰する。

（2）次の基準に該当している市町村老連を「特別賞」として表彰する。

① 2年以上にわたり毎年継続して20人以上の会員増を達成している。

（3）次の基準を満たす単位老人クラブの会員個人を表彰し、記念品を贈呈する。

① 単年度（4月1日から翌年3月31日まで）内に、単位老人クラブの会員が、友人、知人等5人以上の新規会員の加入を達成している。

6 感 謝

- ・ 一般財団法人群馬県老人クラブ連合会（以下「本会」という。）の役員を退任された者で、本会正副理事長会が推薦した者。
- ・ 郡市町村老人クラブ連合会事務局職員として2年以上在職し、老人クラブの運営等に尽力しその功績が顕著であり、郡市町村老人クラブ連合会会長から推薦された者。
- ・ 郡市町村老人クラブ連合会会長から特別功労等の故をもって推薦された者等で本会正副理事長会が認めた者。

7 推薦時期

推薦時期は、別途、本会理事長名で通知し推薦依頼を行う。

附 則

この基準は、一般財団法人の設立の日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年3月29日一部改正)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月6日一部改正)